

伊那市接続サポート補助金

下水道供用開始後、1年以内の早期に下水道への接続工事を行う市民の方に補助金を交付します。

令和7年度の対象者

- ★伊那市に住所登録をしている方
- ★令和6年4月1日以降に供用開始した区域で、対象となる住宅の所有者又はその所有者の同意を得て下水道工事を行う方
- ★市税、水道料金、下水道受益者負担金等の滞納のない方（同居世帯員の全員）



工事着工後の申請は
受けられません。
ご注意ください。



対象となる住宅

個人所有の専用住宅で自己の居住に供している建物、併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上を居住の用に供している建物

対象となる工事 **※新築工事及び全面改築工事は該当になりません**

- ★排水設備指定工事店のうち市内に本店、支店又は営業所を有する工事店で行う工事で下記の全てに該当する工事

- ・下水道へ接続する工事又は下水道への接続工事を伴うリフォーム工事（いずれの場合も下記の①②のどちらも満たすこと）
 - ① 汲み取り便所を水洗便所に改造する工事又は浄化槽の使用を廃止し、水洗便所の汚水管を下水道へ連結する工事
 - ② 住宅内の排水を全て下水道へ接続すること
- ・対象となる工事費が10万円以上の工事
- ・年度内に工事が完了し、補助金交付請求書の提出ができる工事

その他、要件等がありますので、詳しくは事前にお問い合わせください。

補助金額（一世帯あたり）

対象工事費×4%の金額又は35,000円のうち高い方の金額（上限50,000円）
（予算枠が無くなりしだい受付を終了します。）

注）以下は対象外です

- ・住宅を販売・賃貸する目的で接続工事を行う方
- ・事業活動・宗教活動に使う住宅等に接続工事を行う方
- ・季節的に住居する住宅（別荘等）に接続工事を行う方

手続きの流れ

補助金交付申請書を提出します。



審査後「補助金交付決定通知書」が送付されます。



指定工事店で下水道への接続工事を行います。



工事実績報告書を提出します。



審査後「補助金確定通知書」が送付されます。



確定した補助金額で「交付請求書」を提出します。



補助金が交付されます。



- ・工事着工後の申請は受けられませんので、ご注意ください。
- ・当該補助金申請をする旨を工事店へ伝えてください。

伊那市接続サポート補助金交付申請書を水道業務課へ提出してください。

添付書類（※）

- ① 工事見積書の写し
（指定工事店が作成した見積書で、内訳のわかるもの）
- ② 位置図、配置図及び設計図面等の工事内容のわかる書類
- ③ 上記のほか、必要と認める書類

※申請書の提出は、排水設備新設等計画確認申請書の提出と同時に行ってください。

（※）申請、報告に必要な添付書類は、排水設備新設等計画確認申請書及び工事完了届を提出する際に添付する書類と重複するものについては、閲覧の同意をいただくことにより省略することができます。

工事が完了した日から30日以内に「排水設備接続工事実績報告書」を提出してください。

（令和8年3月31日までに完了手続きが全て終了する事）

添付書類（※）

- ① 契約書又は請書の写し
- ② 工事代金の支払いを証する書類の写し
- ③ 工事実施箇所の施工前、施工中、施工後の写真
- ④ 上記のほか、必要と認める書類

補助金の額が確定後、速やかに「伊那市接続サポート補助金交付請求書」を提出してください。

請求書提出最終期限は、令和8年3月31日です。



伊那市水道部水道業務課料金係
電話 0265-78-4111
内線 2615
FAX 0265-78-6113
E-mail sug@inacity.jp